

登録基準

2 建築物空気環境測定業

<p>業務の内容</p>	<p>建築物における空気環境(浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、炭酸ガスの含有率、温度、相対湿度、気流)の測定を行う事業</p>	
<p>全事業に共通な登録基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・機械器具類は原則として、各営業所に常備されていること。 ・機械器具類は原則として所有しているものであること。但し、長期的恒常的に占有し、自由に使用できると認められるものはこの限りでない。 ・同一の者をもって、2以上の営業所又は2以上の事業の監督者とする事はできない。 ・同一営業所において2以上の事業の登録を受ける場合、同一の機械器具、同一の資格者をもって2以上の事業の登録要件とする事はできない。 	
<p>物的要件 (省令第26条)</p>	<p>・浮遊粉じん測定機器(グラスファイバーろ紙(0.3マイクロメートルのステアリン酸粒子を99.9パーセント以上捕集する性能を有するものに限る。)を装着して相対沈降径がおおむね10マイクロメートル以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の登録を受けた者により当該機器を標準として較正された機器)、一酸化炭素検定器(検知管方式)、二酸化炭素検定器(検知管方式)、温度計(0.5度目盛)、乾湿球湿度計(0.5度目盛)、風速計(0.2m/sec以上の気流を測定出来るもの)、空気環境の測定に必要な器具(測定器固定用スタンド等)[一酸化炭素検定器、二酸化炭素測定器、温度計、乾湿球湿度計及び風速計については、同程度以上の性能を有するものを含む。]</p>	
<p>人的要件 (省令第26条)</p>	<p>・空気環境測定実施者</p> <p>① 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気環境の測定を行う者のための講習課程修了者で、修了した日から6年を経過しない者(講習課程修了後6年を経た者は、再講習の課程を修了し6年を経っていないものとする。)</p> <p>② 建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者(登録の有効期間経過後、引き続き空気環境測定実施者として再登録を受けようとする場合は、再講習の課程を修了し6年を経っていないものとする。)</p>	<p>左記実施者の人的要件充足の条件項目を下記に再掲する。</p> <p>① 厚生労働大臣登録講習(再講習)修了証書(有効期限6年)</p> <p>② 建築物環境衛生管理技術者免状</p> <p style="text-align: center;">①又は②が適</p>

提出書類	<ul style="list-style-type: none">①登録申請書(細則第3号様式)②機械器具の概要を記載した書面(様式5)及び機械器具の写真③空気環境測定実施者の氏名を記載した書面(様式6)及びその者が資格者であることを証する書類④空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面(様式8-2)⑤営業所の案内図及び配置平面図⑥営利法人以外の法人、協同組合等にあつては、定款又は寄付行為の写し⑦登録手数料(35,000円分の山梨県収入証紙)
------	--

第3号様式(細則第3条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名

印

〔 法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

登録申請書

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 登録区分
- 2 営業所の所在地及び名称
- 3 営業所の責任者の氏名
- 4 事業年度(年 月 日から 年 月 日まで)

様式5

設 備 ・ 機 器 名 簿

年 月 日現在

名 称	型 式	数 量	性 能	所有・借入の別	購入年月日

様式6

監督者等名簿

年 月 日現在

監督者、実施者等の別	氏名	業務範囲	経験年数	資格の種別	資格取得年月日
(注1)		(注2)		(注3)	

(注1) 清掃業の場合は清掃作業監督者、空気環境測定業の場合は空気環境測定実施者、空気調和用ダクト清掃業の場合はダクト清掃作業監督者、飲料水水質検査業の場合は水質検査実施者、飲料水貯水槽清掃業の場合は貯水槽清掃作業監督者、排水管清掃業の場合は排水管清掃作業監督者、ねずみ昆虫等防除業の場合はねずみ昆虫防除作業監督者、環境衛生総合管理業の場合は統括管理者、清掃作業監督者、空調給排水管理監督者及び空気環境測定実施者について記入する。

(注2) 監督者等が複数いる場合には、それぞれの業務分担を記入する。

(注3) ○○講習会修了、建築物環境衛生管理技術者免状保有者等と記入する。

作業実施方法等

年 月 日現在

作業班の編成 (注)		作業班	監督者等	使用する機械器具
作業手順 (注)	空気環境の測定方法			
	検定の方法等の点			
	の検測管記、定器方録較器法の正の保等点			
	測定結果の報告作成の手順			

(裏面)

作業実施方法等

作業手順（注） 測定結果の び保存方法及 び保存責任 者の氏名	
業務を委託する際の手順 及び委託した業務の実施 状況の把握方法（注）	
苦情及び緊急の連絡 に対する体制（注）	

(注)記載しきれない場合は、別紙により記載すること。